（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の特例に関する経過措置）

第五条　第四条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の三第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額並びに同令第十七条の六の四第一項第一号に規定する基準日（同令第十七条の六の六第一項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額について適用する。

（地方公務員等共済組合法施行令の特例に関する経過措置）

第六条　第五条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第五条第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（私立学校教職員共済法施行令の特例に関する経過措置）

第七条　第六条の規定は、療養のあった月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び準用国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第六条第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（国民健康保険法施行令の特例に関する経過措置）

第八条　第七条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定、療養のあった月が同月以後の場合における高額療養費算定基準額及び国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第七条第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例に関する経過措置）

第九条　第八条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあった月が同月以後の場合における高額療養費、高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第八条第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（介護保険法施行令の特例に関する経過措置）

第十条　第九条の規定は、介護保険法施行令第二十二条の三第二項第一号（同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（同令第二十二条の三第九項（同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該基準日とみなされる場合を含む。）の属する月が平成二十三年八月以後の場合における医療合算算定基準額及び七十歳以上医療合算算定基準額について適用する。

（国民年金法施行令の特例に関する経過措置）

第十一条　第十条の規定は、平成二十二年以後の国民年金法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

（国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令の特例に関する経過措置）

第十二条　第十一条の規定は、平成二十二年以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項第一号及び第二号に規定する所得の額の算定について適用する。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置）

第十三条　第十二条の規定は、平成二十二年以後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

（児童扶養手当法施行令の特例に関する経過措置）

第十四条　第十三条の規定は、平成二十二年以後の児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項各号に規定する所得の額の算定について適用する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例に関する経過措置）

第十五条　第十四条の規定は、平成二十二年以後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条から第八条まで、第九条第二項各号並びに第二十条、第二十一条及び第二十二条第二項各号（これらの規定を同法第二十六条の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する所得の額の算定について適用する。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
防衛大臣　北澤　俊美

条約

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第十号

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定

日本国政府及びバハマ国政府は、

脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　一般的定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「バハマ」とは、バハマ国をいい、地理的意味で用いる場合には、バハマ国の全ての領域（バハマ国の法令が適用される陸地及び領水を含む。）並びにその領水の外側に位置する区域であって、バハマ国が国際法に基づき天然資源の探査、開発及び保存のために主権的権利を行使する全ての区域（排他的経済水域並びに海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「締約国」とは、文脈により、日本国又はバハマをいう。

(d)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　バハマについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「国民」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii)　バハマについては、バハマの国籍若しくは市民権を有する個人又はバハマにおいて施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合若しくは団体